

# 鳥取縣公報

昭和十六年十二月九日  
第千二百九十一號

火曜日

本書ノ大キサハ規定規格A5判

## 縣令

### 鳥取縣令第七十號

大正十年二月鳥取縣令第六號道路取締令施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年十二月九日

第十四條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ  
第一項輪帶幅ノ制限ハ當分ノ間中車ハ一寸四分以上小車ハ一寸以上ト爲スコトヲ得

鳥取縣知事 八 田 三 郎

## 告示

### 鳥取縣告示第九百四十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルラムネ及サイダーノ卸賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年八月鳥取縣告示第六百五十八號ハ之ヲ廢止ス  
昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

種別 單位 (中味價格) 卸賣業者最高販賣價格

一 ラ ム ネ 一 打 八 一 〇 圓  
中玉 (九勺入) 一 打  
小玉 (七勺五才入) 一 打 六 八 五



昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

だいこんノ備考「葉附ハ上記ノ七掛價格トス」トアルヲ削リ  
附記 ロヲ左ノ如ク改ム

本表價格ハ取引慣習ニ依ル荷造包裝費ヲ含ムモノトス但シ冷蔵用又ハ輸出用ノ特別梱包ヲ爲ス場合ハ其ノ實費ヲ加算ス  
ルコトヲ得ルモノトス

小賣業者ニ於テ箱籠等ノ容器ニ詰メ販賣スル場合ハ内容蔬菜果實ノ額ノ一割ノ範圍内ニ於テ包裝費ノ實費ヲ加算スルコ  
トヲ得ルモノトス

「ト」ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

本表品種中物品稅法第一條第一種二十八ニ掲グル物品ノ本表價格ハ物品稅ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス但シ加算スベ  
キ額ガ錢ニ滿タザル端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

鳥取縣告示第九百四十六號

昭和十六年十一月三十日左ノ通り定置漁業ヲ免許セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 免許ノ番號 免許第貳貳九號

二 免許ノ年月日 昭和十六年十一月三十日

三 漁業ノ權者 鳥取縣西伯郡崎津村大字葭津五八二番地

山口大

- 四 漁場ノ位置 鳥取縣西伯郡崎津村大字大崎字善吉後用水川中道西三千三百七十八番一 地先
- 五 漁業ノ種類及名稱 定置漁業網類漁業罾罾網
- 六 漁獲物ノ種類 ほら、くろだひ、すゞき、さより
- 七 漁業ノ時期 自四月一日  
至十一月三十日
- 八 漁業權存續期間 自昭和十六年十二月一日  
至昭和二十一年十一月三十日
- 九 條件ノ限制 一 日没ヨリ未明迄ノ間網ノ一端ニ水面上高サ二米ノ位置ニ赤色標識燈ヲ掲揚スベシ  
二 知事必要アリト認ムル時ハ追而條件制限ヲ附シ若ハ既ニ與ヘタル免許ヲ取消スコトアルベシ

鳥取縣告示第九百四十七號

左記村負債整理委員會ヲ廢止セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

岩美郡 本庄村  
氣高郡 大和村

鳥取縣告示第九百四十八號

東伯郡社村不入岡第三耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00618

◇鳥取縣告示第九百四十九號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十六年十二月九日

東伯郡社村 大字 不入岡	組 合 長	山 本 豊 信
東伯郡社村 大字 和田	組 合 副 長	浦 部 勝 藏

鳥取縣知事 入 田 三 郎

診療所所在地 氏 名 指定年月日

東伯郡八橋町大字八橋四二六 灘 尾 定 義 昭和十六年十二月三日

◇鳥取縣告示第九百五十號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百三十八號(薪ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 縣内消費薪ノ附記(四)ヲ左ノ如ク改ム

(四) 松薪、屑薪ニシテ本表規格ニ該當セザルモノ、最高販賣價格ハ松薪、屑薪共長二尺脰廻三尺五寸ノモノ、體積割合ニ依リ

算出シタル額トス

00619

◇鳥取縣告示第九百五十一號

昭和十五年四月鳥取縣告示第二百三號飲用牛乳ノ販賣價格中左ノ通改正ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

「瓶裝一合入一本 ○、〇九」トアルヲ

「瓶裝一合入一本 ○、一〇」ニ改ム

◇鳥取縣告示第九百五十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年十二月九日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 組合其ノ他之ニ準ズルモノ、名稱及地區

(イ) 名 稱 全日本ゴム車輪協會鳥取縣支部

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荷馬車、手車製造及販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00620

- (イ) 額 (縣外移入品)
- |                                       |                                 |            |
|---------------------------------------|---------------------------------|------------|
| 品 種                                   | 種 別                             | 小賣業者最高販賣價格 |
| 荷馬車後輪鐵板式貫通芯棒<br>ブレーキ及ブレーキドラム付一輪       | 三二×六タイヤ用ノモノ<br>シャフト二吋角          | 三一九〇〇      |
| 右車軸ヲ重量積載用トシテ二吋五分シャフトニ取替ル時ハ右價格ヨリ二十圓高トス | 種 別                             | 小賣業者最高販賣價格 |
| 品 種                                   | 種 別                             |            |
| 荷車用木 棒付一輪                             | 四〇〇一六タイヤ用ノモノ<br>シャフト一吋五分角       | 八四、六〇      |
| 右車軸ヲバルンタイヤ用ホイルト取替ル時ハ右價格ヨリ二十五圓高トス      |                                 |            |
| 註                                     | 本表價格ハタイヤ、中袋ナシノ組立テタル價格トス         |            |
|                                       | 本表價格ハ小賣業者店先渡價格トス                |            |
| (ロ) 實施ノ日                              | 昭和十六年十二月九日                      |            |
| 四 認可ニ附シタル條件                           |                                 |            |
| (イ)                                   | 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ       |            |
| (ロ)                                   | 認可價格及實施ノ日ヲ協會支部事務所及構成員ノ營業所ニ揭示スベシ |            |

◇鳥取縣告示第九百五十三號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル砂糖ノ最高販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年四月鳥取縣告示第二百三十五號昭和十六年六月鳥取縣告示第四百七十五號及昭和十六年十二月鳥取縣告示第九百二十四號

00621

ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十二月九日

砂糖ノ最高販賣價格 鳥取縣知事 入 田 三 郎

種 類	種 柄	卸賣業者最高 販賣價格(百斤當)	小賣業者最高 販賣價格(一斤當)
精 白 車 双	A No.2 級	二八、九四	〇、三二五
同 格 品	兼T, AX, SL, AT, AB, AC, E, O, FL, 特FC FC, MO, MB, FS, EK, B, C, FD, BB, KF, KB TSS, SKA, OS, OA, MA, MX, H <sub>2</sub> , HO, HB, KA KX, SHF, SAE, ◇ <sub>2</sub> ◇ <sub>2</sub> No.1, 兼X, E, M SK, E, F, YZ, EY SA MR, HR, KR No.3, 兼L, E, P, ◇ <sub>3</sub> ◇ <sub>3</sub> No.4, 兼N KD, TST, OBI, 級	二九、六四 三〇、四〇 三三、七四 二六、九四 二八、六四 二八、〇四 二七、六四	〇、三三二 〇、三三二 〇、三三二 〇、三三二 〇、三三二 〇、三三二 〇、三三二
特 白 車 双			

60622

上白車	YAB, TBB級	二六、七四	〇、二九
同格品	DSA, DSX, M, F, ESA, ESB, TSII SKB, OBA		
分密三滷	OB	二六、六四	〇、二八五
赤双	TBC, DSS, L, ESS, NIKY, TSK, SKN OEE	二六、四四	〇、二八五
同格品	TBD級	一八、九四	〇、二一
臺灣赤糖	DN, MII, FBB, NKC, TSJ, SKM, OBC		
同	一號級	二〇、二四	〇、二三五
再製三滷	二號級	一九、五四	〇、二二五
人造玉	JNK級	二五、五九	〇、二八
文化黒	TSBB	二六、五四	〇、二九
氷砂糖	TT級	一九、三九	〇、二一
同格品	上一等級	一八、二九	〇、二〇
同	旭鳳、龍、ライオン クリスタル	六貫入 一四、九四	〇、四三五
		六貫入 一五、六九	〇、四五五

鳥取縣公報 第千二百九十一號 昭和十六年十二月九日 (第三種郵便物認可) 一〇

00623

角糖	同	大日本製糖株式會社製品級	二五封度バラ 七、一九	一封度バラ 〇、三〇五
同	同	同	一封度紙函入二五箇	一封度紙函入一箱
挽糖	沖繩黒糖	特等	百斤 二七、三四	〇、三〇
黒糖	同	一等	二二、一八	〇、二五
	同	二等	二一、六八	〇、二四五
	同	三等	二一、四八	〇、二四五
	同	等外	二〇、八八	〇、二三
	沖繩宮古黒糖	特等	二二、六八	〇、二六
	同	一等	二二、三八	〇、二五五
	同	二等	二二、一八	〇、二五五
	同	三等	二一、九八	〇、二五
	同	等外	二一、三八	〇、二四五
	大島黒糖	特等	二二、九八	〇、二六
	同	一等	二二、六八	〇、二六
	同	二等	二二、四八	〇、二五五
	同	三等	二二、二八	〇、二五五
	同	等外	二一、六八	〇、二四五

鳥取縣公報 第千二百九十一號 昭和十六年十二月九日 (第三種郵便物認可) 一一



に警察署なり巡查駐在所なり、或は町村役場で其の手續を尋ねて申請し、直に衛生的な住居に改善して健康な身体をつくり、豫防することの出来る結核病などといふ悲惨な病氣に罹らぬやうにして生活の安定と幸福の増進をはかられたいものである。

### 麥類病害の防除に就て

撒布藥劑費に對し助成金交付  
防除に努めて増産を確保せよ

(農務課)

各農家に於ては麥増産について懸命の精進を續けられ、二毛作可能地の積極的作付はもとより、未墾地荒蕪地の開發、桑園等の整理による播付等非常な努力をつくして麥蒔戰爭に奮闘されたのであるが、今後これらの作付せられた麥類の病害防除に努めてその被害を軽減し、米の減收による食糧補填の爲に増産を確保することは最も重要な事柄である。

縣ではこの麥類病害防除の爲に各農會を通じて所要藥劑費に對

大麥稔麥菌核病 藥劑購入費の四分の一程度 一反當 三五錢

大麥稔麥銹病	同	四分の一	同	三〇錢
小麥菌核病	同	四分の一	同	二六錢
小麥銹病	同	三分の一	同	三六錢

#### ◇ 防除要項

##### 一 菌核病

播種期に注意して適期播種をなし、發病の惧ある處では高畦として排水を良好ならしめることが必要であるが、積雪期間が長きに亘る地方では木灰・土砂等を撒布して融雪の促進を圖らねばならぬ。

藥劑撒布は殊に効果が顯著であるから、根雪二十日以前及び直前の二回を目標として是非年内に行ふやうにする。

藥劑は六斗式石灰ボルドー液、クボイド一封度を水八斗に溶解したもの、又は王銅一封度を水八斗に溶解したもののいづれかを食用し、一回量反當六斗乃至八斗を噴霧機又は如露で麥の莖葉及び土壤に撒布するのである。

##### 二 銹病及白澁病

晩播するに従つて晩出來となつて發生が多くなるから適期播種

00627

を行ひ、素肥料の過用を避け、又最終の追肥遅らさぬことが必要である。

藥劑は四月下旬乃至五月下旬の間に撒布するのであつて、撒布回数は二―三回とする。一回では充分効果を擧げ得ぬ場合が多いから必ず二回は行はねばならぬ。

防除藥劑はボーメ比重〇、四度液の石油硫黄合劑一〇〇倍液ラバサイト又はソイド四〇〇倍液を反當一回量一石乃至一石五斗、噴霧機で莖葉に充分行き亘るやう撒布する。

× × × × ×

### 要轉業者滿洲入植の要

(社會課)

大東亞共榮圏の根幹として、日滿支一體の基礎を固める滿洲開拓の事業は着々進行して、既に本年を以てその第一次計畫五ヶ年十萬戸入殖目的を達成し、いよいよ明年より第二次計畫二十二萬戸入殖の實現に進むわけであるが、この時に當つて我が國に於ける經濟機構變更に伴ふ中小商工業者の轉職による滿洲開拓民は刻下の理想的の方策として逐次その實現を見つゝある。

これについては既に本欄に於ても記したのであるが、こゝに、進んでこの大陸歸農滿洲開拓民として渡滿しようとする要轉業者

諸君の爲に、その入植の手引として概要を記して参考に資することとする。

一 資格 入植前の職業は何でもよいのであるが、大体五十歳未満の徴兵検査終了者であること、身体強健意志鞏固であつて、農耕に堪え得る者であることが必要である。

二 訓練 滿洲開拓民は大体に於て開拓農民であるから、まず、相當の体力と困苦缺亡に堪え得る精神力の涵養が必要である。依つて我が國に於ても相當長期(約四十五日間)に亘る適切な事前訓練が施される。訓練所は各府縣の開拓民訓練所であつて、訓練期間中必要に應じ若干の家族援護資金並に訓練所への往復旅費及び宿泊料が支給される。又滿洲現地に於ても特別の補助訓練が行はれることになつてゐる。

三 入植編成要領 先住の既設開拓團の中で收容餘力のあつるもの及び團の基準戸數の擴張可能なものには關係地方出身の要轉業者が補充開拓民(團員)として入植することが出来るが、要轉業者がその職域又は一定地域を基準として集團開拓民を編成する場合にはこれを特設開拓團として送出する。

そしてその編成は當農指導を充分ならしめるため補導農場を設定し、また團建設に必要な特技者を適宜加入させることになつてゐる。



00628

四 指導員 従来の例にならつてこれを養成訓練の上で配置するが、なるべくそれ／＼の編成機關で自主的に推薦する建前がとられる。

この外大陸歸農開拓民に關係を持つて、これまで所有してゐた機械・器具・使用人まで含めて、工場を移駐し、下請工場として働いて行く工業開拓民もある。

五 工業開拓民 農機具修理或は馬具工場等の移植中小工業者として渡滿する工業開拓民は、實務講習會に於て勤勞訓練を受けねばならない。入植割當は拓務省、商工省、滿洲國政府、關係親工場で協議の上決定するのであつて、募集は府縣並に工業組合中央會が行ふことになつてゐる。

六 政府の補助その他 補助金としては政府は一戸當り一千四百圓乃至一千五百圓を支給し、補充開拓民に對しては個別的補助及び共同産業施設補助で計約一千圓の補助がある。但し補助金は開拓團で纏めて取扱ふことになつてゐるから、各自には渡航費の外現金は渡されない。

又、家族は出来るだけ早く渡滿させるが、その間家族に對しては援護資金を與へられる。

七 現地に於ける保護・援助その他 開拓團には團長

の外農事・畜産・警備・經理・保健の各指導員を駐在させ、又小學校・病院等も設ける。

又、土地は開拓民一戸當り凡そ十町歩の耕作地が分讓されるが未墾地が多いのでトラクター等で次々に開墾して行くのである。その他相當面積の山林や放牧地・採草地が團の總所有地として割當てられる。

建設營農に必要な資金については滿洲拓植社が、最高三千數百圓までを五ヶ年に分割して、十年乃至二十五年の長期年賦償還の方法で融通してくれることになつてゐる。

八 以上が開拓地入植の大体であるが、なほ不明の點は縣廳社會課、市役所、町村役場、又は拓務省拓北局開拓課、同局内海外移住相談所、滿洲移住協會等に問合せられたい。

軍人・遺族・傷病兵の

慰問、慰藉を怠るな

(社會課)

最近事變の長期化と防護措置の強化に伴ひ、聖戰の完遂に身を賭して戦ひつゝある前線將兵への慰問文、慰問品の發送、出征軍人の家族、戦歿軍人の遺族、陸海軍病院に入院中の傷病將兵並

00629

に傷病兵、各施設の人所者に對する慰問、慰藉の熱意が動々もすれば稀薄にならうとする傾向の見受けられるのは聖戰目的達成上甚だ遺憾なことである。

目下皇軍は支那事變の早期處理に向つて日夜奮戦しつゝあり、又傷病軍人は再起を目指し、戦歿軍人の遺族は兎もすれば崩折れ勝な心を振り起してそれ／＼の職域に精勵してゐるのであるが、之等の方々に對して事變當初に於ける如く聊かも變らないところの慰問、慰藉を行ふことは、我々銃後にある國民の絶対に忘れてはならない務めなのである。

右の趣旨に鑑み、縣では次の諸點を特に力説して各市町村、各銃後奉公會、各學校、各種團體等に慰問、慰藉の促進方に付き協力指導を求めることとなつた。

一 最近の防護措置關係等のため一部慰問品の發送等制限され前線に對する慰問、慰藉等が消極的となりたるやの傾向があるやうに見受けられるが、右制限は解除せられたので從前通り慰問文、慰問品等を發送するやう指導すること

二 最近の出征者に付て防護等の關係上歡送等が制限せられたため、之が家族に對する援護に付き從前の出征者と差別を生ずるが如きことのないやう指導すること

三 慰問、慰藉等の實施は市町村、銃後奉公會に於て成るべく綜

合統一し、一時的に終らず永續的に實施すること

四 慰問、慰藉等は、兎角形式に流れる虞れなしとせざるに付き出征軍人、傷病軍人、戦歿軍人等に對する國民的感謝の具現として自發的になさしめるやう指導に努めること

五 慰問品の發送に付ては郷土關係部隊のみに偏することなく、一般將兵向慰問品をも奨勵する如く指導すること

◎ 傳染病患死者旬報 (十一月下旬〇印は疫病)

病類別	赤痢		腸チフス		瘧疾		傷寒		流行性腦脊膜炎	
	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死
市郡別										
鳥取市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
米子市										
岩美郡										
入頭郡										
氣高郡										
東伯郡										
西伯郡										
日野郡										
年計	115	178	82	87	49	62	22	4	62	2
計	02	02	01	01	01	01	01	01	01	01
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	222	4	2	2	2	2	2	2	2	2
計	31									
計	9									
計	4									

# 兵器獻納資源回收 運動 釀出金報告

金額	町村名
一金五圓八拾參錢	町村名
一金貳拾參圓八錢	氣高郡東郷村
一金拾壹圓五錢	西伯郡崎津村
一金貳拾五圓參拾錢	西伯郡大篠津村
一金參圓五拾錢	八頭郡隼村
一金八圓參拾參錢	西伯郡幡郷村
一金拾貳圓四拾六錢	氣高郡吉岡村
一金貳圓參拾貳錢	東伯郡中北條村
一金參圓五拾錢	日野郡大宮村
一金參圓七拾貳錢	岩美郡大岩村
一金拾八圓四拾六錢	西伯郡宇田川村
一金八圓四拾五錢	東伯郡矢途村
一金四圓	氣高郡小鷲河村
一金貳拾貳圓四拾七錢	東伯郡安田村
一金八圓七拾五錢	八頭郡社村
一金拾貳圓九拾貳錢	氣高郡美穂村
一金四圓拾六錢	東伯郡下中山村
	氣高郡日野村

昭和十六年十二月九日印刷  
昭和十六年十二月九日發行

一金拾參圓參拾錢 東伯郡三朝村  
 一金拾八圓九拾參錢 日野郡溝口町

## ◎文部省一般推薦圖書

△國民娛樂の問題	權田保之助著	B列六號	三〇八頁
昭一六・七・一五	栗田書店發行	定價	二圓四十錢
△印度思想史	木村泰賢著	B列六號	二七〇頁
昭一六・八・一〇	大東出版社發行	定價	一圓八十錢
△東亞と世界	蟻山政道著	B列六號	三八一頁
昭一六・六・一一	改造社發行	定價	二圓三十錢
△日露樺太外交戰	太田三郎著	B列六號	三五六頁
昭一六・八・二五	興文社發行	定價	二圓二十錢
△病氣をめぐつて	緒方富雄著	B列六號	二一五頁
昭一六・八・二〇	羽田書店發行	定價	一圓四十錢